



山形県公報

平成30年2月27日（火）
第2922号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則……………（県土利用政策課）…147

### 告 示

○第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課）…同  
○農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）…148  
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…149

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…150  
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同

## 規 則

山形県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第5号

#### 山形県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 観光文化スポーツ部長

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名 称 温海町内水面漁業協同組合
  - (2) 住 所 鶴岡市小名部字千田98番地1号
- 2 漁業権の免許番号  
内共第23号、内共第24号及び内共第25号
- 3 変更の内容

|            |        |   |        |       |
|------------|--------|---|--------|-------|
| 第10条第1項の表中 | 1,830円 | を | 2,000円 | に改める。 |
|            | 9,070円 |   | 9,200円 |       |
|            | 1,080円 |   | 1,200円 |       |
|            | 5,180円 |   | 5,300円 |       |
|            | 860円   |   | 1,000円 |       |
|            | 4,320円 |   | 4,500円 |       |
|            | 4,320円 |   | 4,500円 |       |

4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成30年4月1日

**山形県告示第144号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 山形市                   | 4者             | 山形市明石堂11番ほか13筆             |
| 上山市                   | 19者            | 上山市上生居字中道301番ほか75筆         |
| 山辺町                   | 2者             | 東村山郡山辺町大字山辺字鶴田2577番1ほか3筆   |
| 寒河江市                  | 3者             | 寒河江市大字寒河江字曲戸486番2ほか2筆      |
| 河北町                   | 10者            | 西村山郡河北町西里字塩ノ淵5867番ほか25筆    |
| 西川町                   | 2者             | 西村山郡西川町大字海味字アクト116番2ほか38筆  |
| 大江町                   | 12者            | 西村山郡大江町大字小見字大山752番236ほか51筆 |
| 村山市                   | 21者            | 村山市大字土生田字道出4621番1ほか66筆     |
| 東根市                   | 2者             | 東根市大字長瀬字株川2417番ほか5筆        |
| 尾花沢市                  | 3者             | 尾花沢市大字正厳字下川原1689番ほか5筆      |
| 舟形町                   | 1者             | 最上郡舟形町富田字富田278番ほか2筆        |
| 真室川町                  | 1者             | 最上郡真室川町大字大沢字蟻喰3851番1ほか5筆   |
| 南陽市                   | 1者             | 南陽市梨郷字開田3527番              |
| 川西町                   | 6者             | 東置賜郡川西町大字西大塚字菊田二859番1ほか91筆 |
| 小国町                   | 1者             | 西置賜郡小国町大字田沢頭字他屋856番ほか8筆    |

|       |     |                               |
|-------|-----|-------------------------------|
| 白 鷹 町 | 1 者 | 西置賜郡白鷹町大字山口字新地東425番 2 ほか15筆   |
| 飯 豊 町 | 5 者 | 西置賜郡飯豊町大字萩生字下高野二2066番 3 ほか12筆 |
| 鶴 岡 市 | 76者 | 鶴岡市野田目字大坪49番 1 ほか403筆         |
| 三 川 町 | 2 者 | 東田川郡三川町大字横川新田字中新田117番ほか 6 筆   |
| 庄 内 町 | 17者 | 東田川郡庄内町立谷沢字村西99番ほか273筆        |
| 遊 佐 町 | 9 者 | 飽海郡遊佐町野沢字福ノ内 4 番ほか44筆         |

2 認可年月日

平成30年2月20日

山形県告示第145号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|                |                  |                         |   |   |       |
|----------------|------------------|-------------------------|---|---|-------|
| 山形農業協同組合<br>本店 | 旅籠町一丁目12<br>番35号 | 〃                       | 〃 | 〃 | を     |
|                | 〃                | 〃                       | 〃 | 〃 |       |
| 〃              | 七日町ふれ<br>あい支店    | 〃                       | 〃 | 〃 | を     |
|                | 〃                | 〃                       | 〃 | 〃 |       |
| 〃              | 山辺支店             | 東村山郡山辺町大字山<br>辺字東町345番地 | 〃 | 〃 | を     |
|                | 〃                | 〃                       | 〃 | 〃 |       |
| 〃              | 山辺支店             | 東村山郡山辺町大字山<br>辺字東町345番地 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|                | 〃                | 〃                       | 〃 | 〃 |       |

附 則

この規程は、平成30年4月16日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人東北エコリサイクルネットワーク研究会
  - (2) 代表者の氏名  
笹島 洋二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市蔵王成沢字向久保田2203番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、新たな代替燃料や資源の開発と普及、廃棄物の再使用と再利用やリサイクル製品及び環境負荷の少ない製品の情報拡宣、及び流通させること、それを私たち自身が生活の中で自ら実践し、循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年2月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人しえぼ
  - (2) 代表者の氏名  
富樫 透
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市馬場町1番6号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子どもに対して、地域住民が互いに助け合い、子どもの健全育成等に関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進、向上に付与することを目的とする。